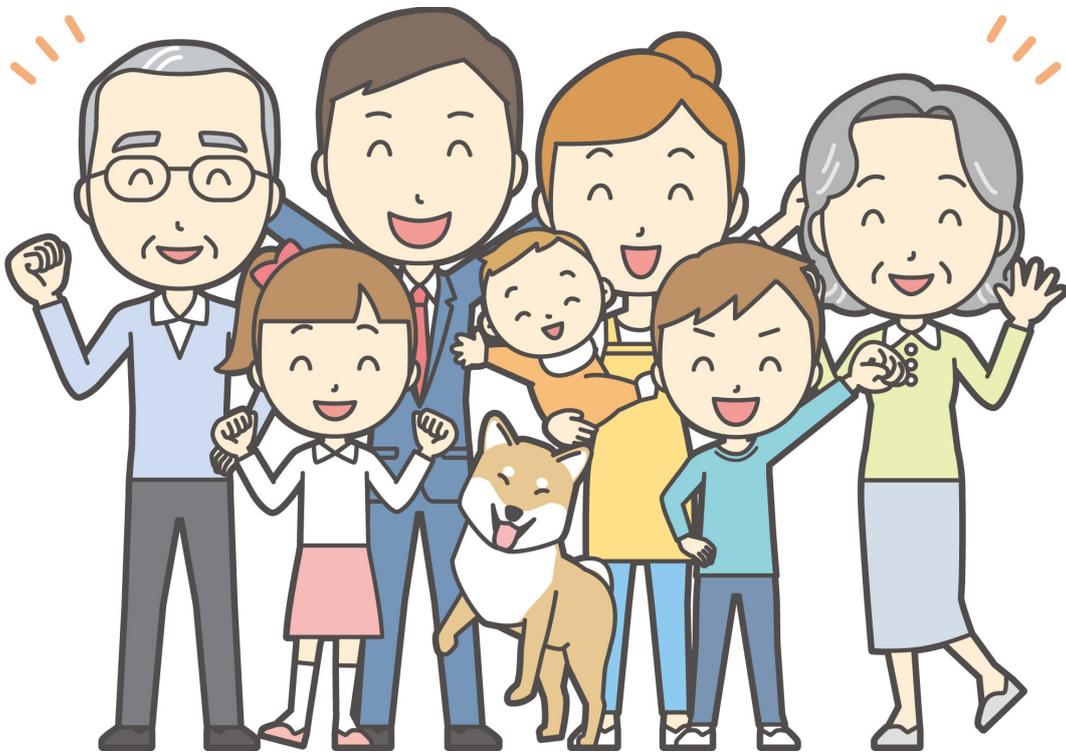


あなたの暮らしをまもる

成年後見制度

～認知症や障がいなどで判断能力が
不十分な方の暮らしを守るために～



住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を支援します。

広尾町成年後見あんしんセンター

社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会

☎ 01558-2-4110

📠 01558-2-4258

E-mail: webadmin@hiroo-shakyo.jp

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり必要なサービスや介護施設への入所に関する契約を結んだりすることが、一人では難しい場合があります。

成年後見制度は、判断能力が低下してもその人が自分らしく安心して生活できるよう本人の気持ちを大切にしながら、権利や財産を守るため、法的に様々な支援を行う仕組みです。

例えばこんなとき

自分自身に関する不安

- ①自分の老後が心配です
- ②物忘れがあり、金銭の管理に自信がありません
- ③役場などから書類が届いてもどうしてよいかわからず、そのままにしています
- ④どんなサービスがあってどうすれば利用できるのかわからない

高齢の両親に関すること

- ⑤親の入院費を支払いたいが親の預貯金を引き出せない
- ⑥親が、訪問販売や振り込め詐欺などの悪徳商法にだまされないか心配

子どもの将来に関すること

- ⑦自分たちが高齢になった時のことを考えると、障がいのある子どものことが心配

①の場合

任意後見制度により将来に備えることができます

②～⑤の場合

成年後見人等が、本人に代わって預貯金や不動産などの財産管理、入院や介護サービスなどの利用に関する手続きや契約、支払いを支援します

⑥の場合

成年後見人等の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができるので、トラブルを防ぐことができます

⑦の場合

成年後見人等には、親族以外にも法律や福祉の専門家、社会福祉協議会などの法人を選任することができますので、親亡き後の支援も安心です



成年後見制度の概要

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つのしくみがあります。**法定後見制度**は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、すでに判断能力が不十分な方が対象となり、本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の類型に分かれます。**任意後見制度**は、自分でしっかり判断できるうちに判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうのかを自分で決めて契約する制度です。

成年後見制度				
	法定後見制度			任意後見制度
類型	補助	保佐	後見	任意後見
本人の状態	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が殆どない人	判断能力が十分にある人
	難しい手続きを手伝って欲しい	重要な契約を代りにして欲しい	全ての契約を代りにして欲しい	今は自分でできるが将来が心配
支援する人	補助人	保佐人	後見人	任意後見人
申立てについての本人同意	必要	不要	不要	本人の意思に基づく契約
代理権 代理できる行為	申立てにより裁判所が定めた行為	申立てにより裁判所が定めた行為	財産に関する全ての法律行為	契約で定めた行為
代理権 本人の同意	必要	必要	不要	
同意権・取消権 取消できる行為	申立てにより裁判所が定めた行為	法律で定められた重要な行為	全ての法律行為（日常生活に関する行為を除く）	同意権・取消権は与えられません
同意権・取消権 本人の同意	必要	不要	不要	

法律で定められた重要な行為～借金、訴訟行為、相続の承認、放棄、新築増改築など

代理権～成年後見人等が本人に代わって、財産管理や契約などの法律行為を行う権限です。

同意権～本人が行った契約などの法律行為を、本人にとって不利益でないかを検討し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権～本人が成年後見人等の同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消す権限です。

法定後見制度利用の流れ



高 判断能力 低

被補助人・被保佐人・被後見人

申立準備

- ① 申立人を決めます。
「申立できる人」本人、配偶者
4親等内の親族、市町村長など
- ② 成年後見人等の候補者を
検討します。
- ③ 必要な書類を揃えます
(申立書、医師の診断書他)

申立て

- ④ 本人の住んでいるところを
管轄する家庭裁判所に申し立
てをします

家庭裁判所
審理
(調査・審問・鑑定
等)
審判

- ⑤ 申立人や本人等が家庭裁判所
で面談を受けます
- ⑥ 本人の判断能力の程度や生活
状況等を確認します
判断能力の程度については慎重
に判断する必要があるため、
医師による鑑定が行われる場合
があります。
- ⑦ 本人の意思確認
保佐申立ての場合
保佐人に代理権を与える事
補助申し立ての場合
補助人に代理権、同意権を与
える事

審判の確定・登記

- ⑧ 家庭裁判所が支援類型を決
定し、成年後見人等を選任し
ます

後見人等による
業務開始

- ⑨ 本人と申立人、成年後見人
等へ審判結果が通知され、そ
の後審判が確定し、法務局に
登記されます。

- ⑩ 成年後見人等が専門職などの場合は報酬が発生します。
報酬は家庭裁判所が本人の財産状況や後見事務の内容等によって
金額を決定し、本人の財産の中から支払いします。

成年後見人等の仕事

成年後見人等は、本人の生活がより充実したものとなるため本人の収入や財産を積極的に活用（**財産管理**）し、生活全般に渡る判断を責任を持って行います（**身上保護**）

財産管理

成年後見人等の役割	成年後見人等の役割でないこと
<ul style="list-style-type: none">・通帳、印鑑の管理・収入、支出の管理・預貯金管理・年金や給料等の受け取り・公共料金や税金の支払い・サービス利用料の支払い・不動産の管理、処分・不利益な契約を結んでしまった場合の取消し・遺産分割 など	<ul style="list-style-type: none">・財産の贈与・親族や第三者が支払うべき費用の立替や支払いといった本人の利益にならない費用の支払い・資産運用・日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使・本人の利益にならない債務保証や財産放棄など

身上保護

成年後見人等の役割	成年後見人等の役割でないこと
<ul style="list-style-type: none">・日常生活の見守りや必要な支援の手配・住居の賃貸借契約や家賃等の支払い・福祉サービスの利用契約や利用料金の支払い・施設等の入退所や入院に関する手続き・役場や金融機関などから届く書類の確認や手続き など	<ul style="list-style-type: none">・買物や介護、通院介助などの事実行為・医療行為に関する同意、決定（手術や各種治療への同意）・身元引受人や連帯保証人になること・本人に代わって遺言、養子縁組、結婚、離婚など身分上のことを決定すること など

家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な監督を受ける義務があります

任意後見制度利用の流れ



本人（委任者）

任意後見契約準備

- ①任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を決めます
- ②本人と任意後見受任者が話し合い、次のことを決めます
 - ・何をして欲しいか（支援内容）
 - ・任意後見人の報酬

公証役場
任意後見契約

- ③任意後見契約公正証書作成
 - ・本人と任意後見契約受任者が、公証役場で任意後見契約を結びます
 - ・任意後見契約の内容は法務局に登録されます

判断能力低下
申立て

- ④任意後見監督人専任の申し立て
本人の判断能力が十分でなくなった時、住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをします
 - ・任意後見監督人
任意後見人がきちんと業務をしているかチェックする人

家庭裁判所
審理
審判

任意後見契約の
効力発生
任意後見人による
業務開始

- ⑤任意後見監督人の選任
家庭裁判所の審理を経て任意後見監督人が選任され、任意後見受任者が任意後見人となります
- ⑥任意後見監督人への報酬
本人の財産状況などによって、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます

- ⑦契約内容に基づいて、任意後見人が支援を開始します
- ⑧任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の業務を監督します